

審議事項(1)

公共用水域

熊本県環境生活部環境局

環境保全課

概要

1. はじめに

2. 令和6年度(2024年度)公共用水域水質測定結果について
3. 令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案)について

はじめに

水質測定計画について

水質汚濁防止法に基づき、熊本県内の水質汚濁の状況を把握するため、毎年度、公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成。

この計画に基づいて国や熊本市、その他市町村等と協力して水質の常時監視を実施。

(補足)

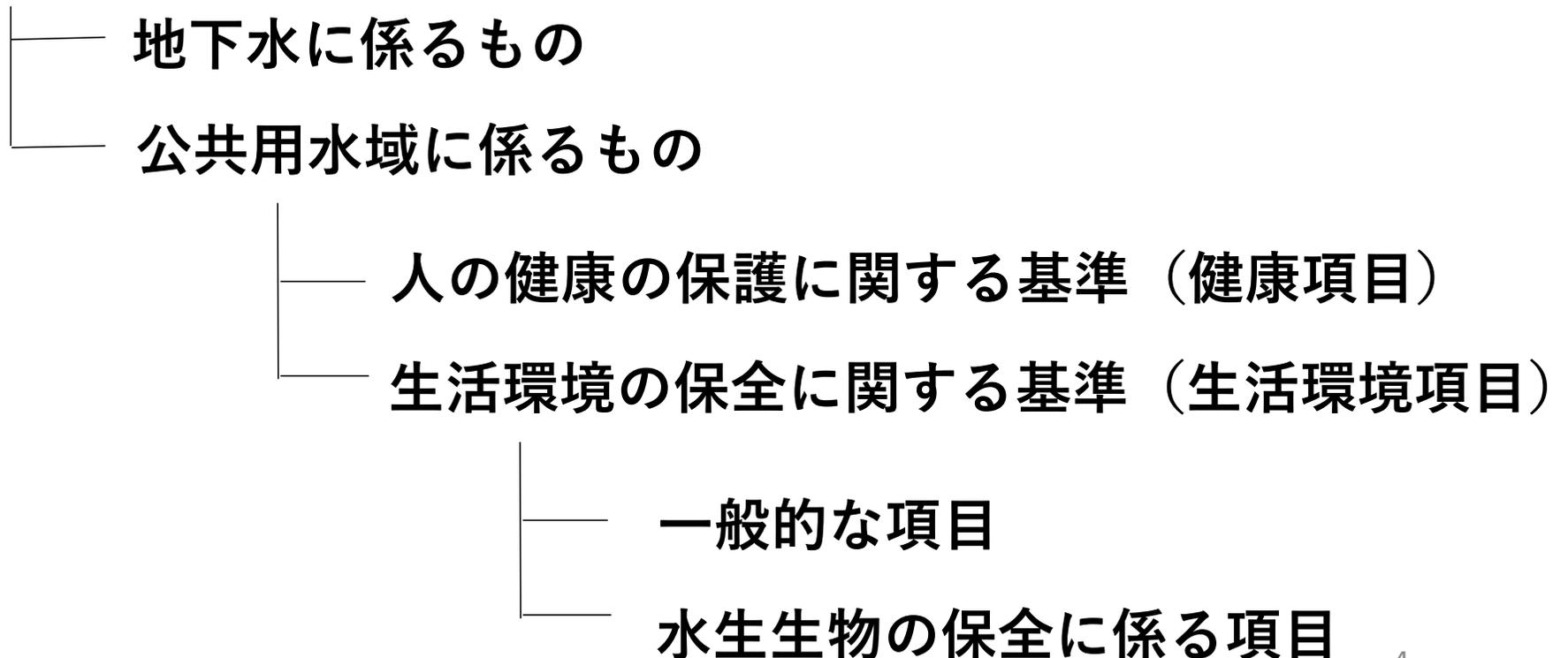
- ▷ 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、海域や公共の用に供される水域及びこれに接続する水路のこと。
- ▷ 測定計画は、国の地方行政機関との協議を経て作成する。
- ▷ 公共用水域及び地下水の水質測定計画とその結果は、年度ごとにHPに公表している。
- ▷ 令和6年度から公共用水域及び地下水の水質測定速報をHPで公表している。

はじめに

水質汚濁に係る環境基準について

○国が環境基本法に基づき、水質の汚濁について維持されることが望ましい基準(環境基準)を定めたもの。

水質汚濁に係る 環境基準



人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

人の健康に被害を生じるおそれのある重金属や揮発性有機化合物、農薬類など全27項目が設定されている。

重金属等:カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン(8項目)

揮発性有機化合物(VOC):トリクロロエチレン、ベンゼン等(11項目)

農薬類:チウラム、シマジン、チオベンカルブ(3項目)

その他:ポリ塩化ビフェニル、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

全国すべての公共用水域について一律に設定されている。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

公共用水域の「汚れ」について、人の利水活動の面、あるいは生物の生育環境の面から全12項目が設定されている。

- 一般的な項目：水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、浮遊物質(SS)、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質(油分)、全窒素、全燐
- 水生生物の保全に係る項目：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(以下「LAS」)

国が河川、湖沼及び海域の利用目的等に応じた類型(等級)を定めており、その類型ごとに異なる基準値が設定されている。

各水域に類型を指定することにより、水域に環境基準が適用される。

類型指定した水域の代表的な地点(環境基準点)の水質を測定し、環境基準の達成状況を把握する。

生活環境の保全に関する環境基準 (一般的な項目)

生物化学的酸素要求量(BOD)・化学的酸素要求量(COD)
有機物による汚濁の指標

溶存酸素量(DO)
水中に溶けている酸素の量

浮遊粒子状物質(SS)
水中の浮遊しているある一定の大きさ未満の汚濁物の質量

全窒素、全燐
濃度が高いと赤潮の原因となる

生活環境の保全に関する環境基準 (水生生物の保全に係る項目)

全亜鉛

- ・平成15年11月に環境基準項目に追加
- ・排出源の業種が多岐にわたる(亜鉛鋼版、生活用品など)

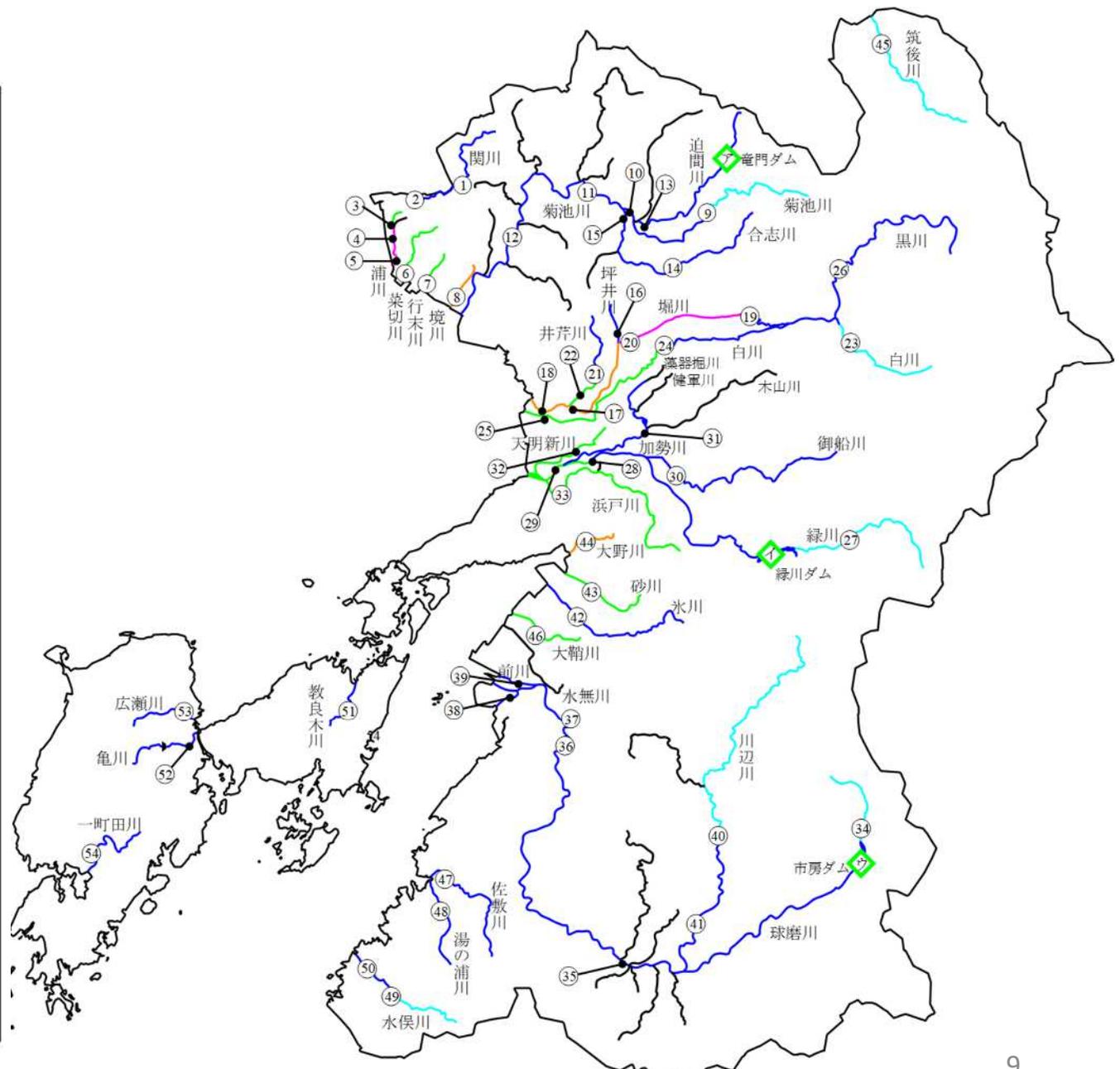
ノニルフェノール

- ・平成24年8月に環境基準項目に追加
- ・界面活性剤で、ノニルフェノールエトキシレートの原料
- ・ノニルフェノールエトキシレートは機械・金属工業での洗浄等で使用され、環境中で生物分解によりノニルフェノールを生成する

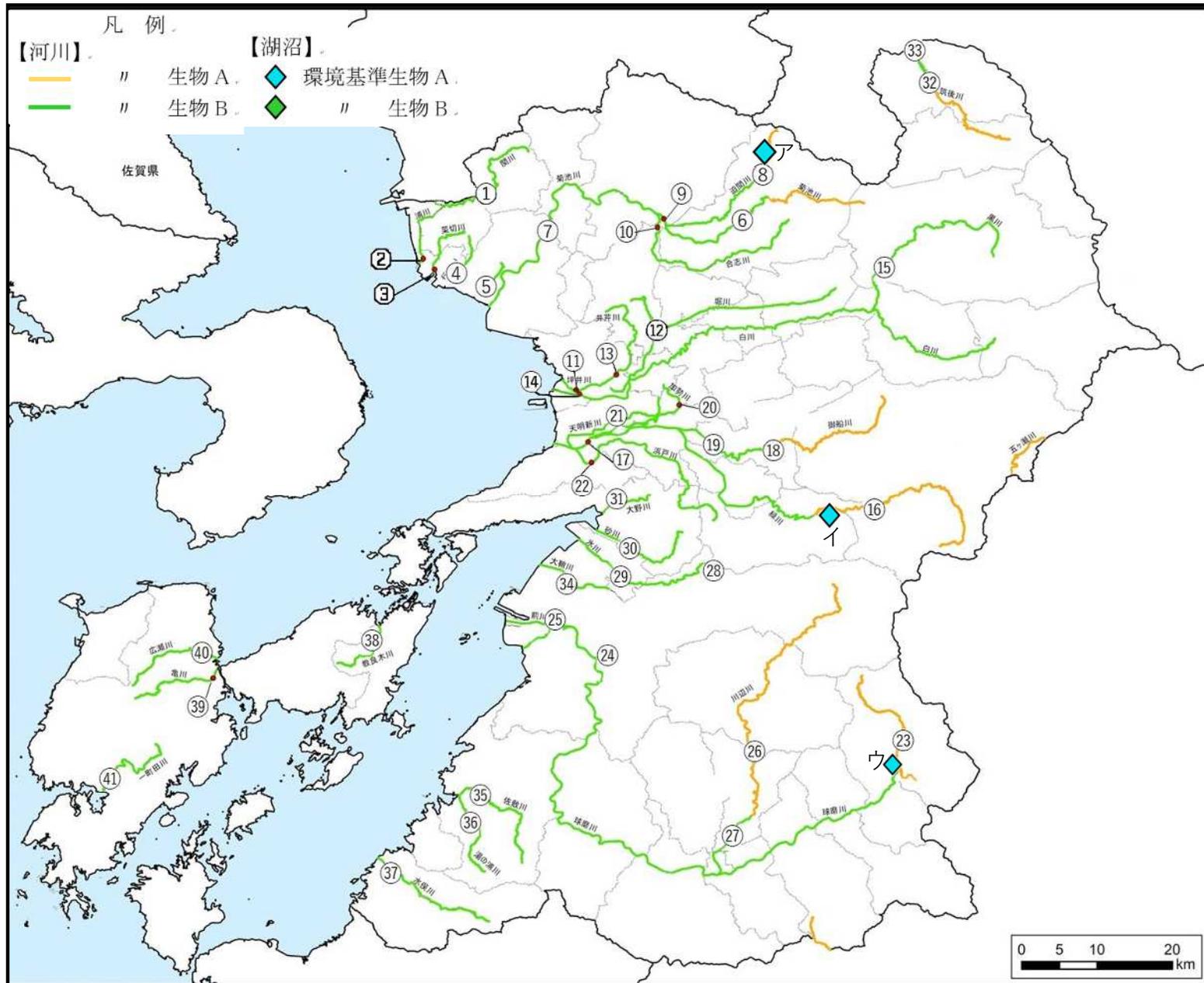
LAS

- ・平成25年3月に環境基準項目に追加
- ・主要用途は家庭用及び台所用などの洗浄剤

熊本県の公共用水域における水域類型及び調査地点



熊本県の公共用水域における水域類型及び調査地点



熊本県の公共用水域における水域類型及び調査地点

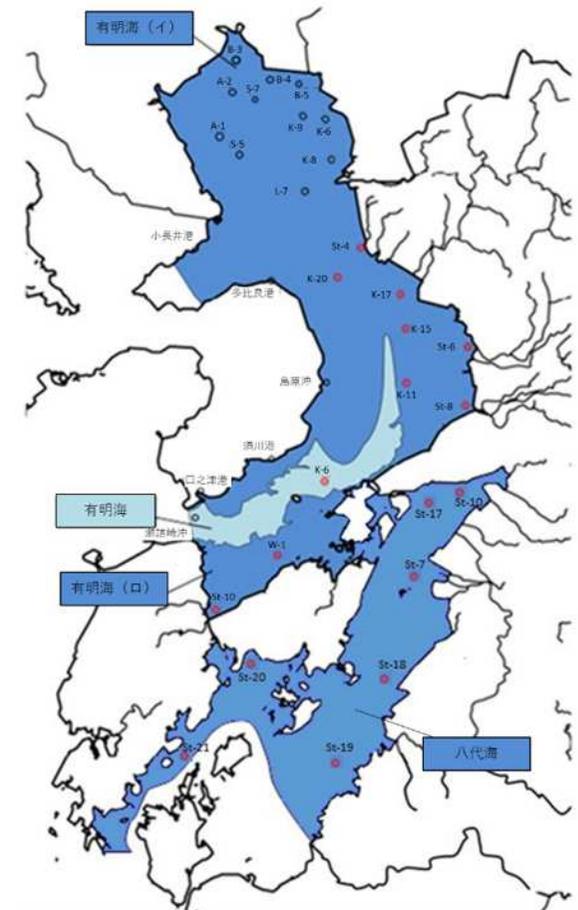
COD



全窒素・全燐



水生生物



調査地点総括表

令和7年度

水域	環境基準の 評価項目	類型指定	測定地点数
河川	BOD	47水域	53河川、126地点 (環境基準点54、補助点72)
	水生生物	41水域	33河川、41地点 (環境基準点41)
湖沼	COD	3水域	3湖沼、3地点 (環境基準点3)
	全窒素及び全燐		
	水生生物	3水域	3湖沼、3地点 (環境基準点3)
海域	COD	19水域 (有7、八11、天1)	43地点 (環境基準点36、補助点7)
	全窒素及び全燐	7水域 (有3、八3、羊1)	22地点(環境基準点22) うち11地点は、CODの調査地点と重複
	水生生物	4水域 (有3、八1)	23地点(環境基準点17、補助点6) うち22地点は、COD又は全燐及び全窒素の調査地点と重複

※有：有明海、八：八代海、天：天草西海、羊：羊角湾

※水生生物の環境評価項目は亜鉛、ノニルフェノール、LAS

※環境基準点：水域の水質を代表する地点で、その水域の環境基準達成状況を判断

※補助点：環境基準点の水質を補足するデータを得るために設定した地点

測定機関及び主な測定場所

測定機関		主な測定場所
九州地方整備局 国土交通省	熊本河川国道事務所	1級河川の本流 竜門ダム貯水池 緑川ダム貯水池
	八代河川国道事務所	
	菊池川河川事務所	
	川辺川ダム砂防事務所	
	筑後川ダム統合管理事務所	
	緑川ダム管理所	
熊本県	環境保全課	2級河川(熊本市を除く)及び海域
	河川課	氷川ダム貯水池、亀川ダム貯水池、市房ダム貯水池
	熊本市	熊本市内の2級河川及び熊本市沖の海域
	荒尾市	各市内の2級河川(任意)
	人吉市	
	電源開発(株)	瀬戸石ダム貯水池

概要

1. はじめに

2. 令和6年度(2024年度)公共用水域水質測定結果について

3. 令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案)について

健康項目の基準達成状況について

【令和6年度(2024年度)県内調査地点】

河川74地点、湖沼3地点、海域30地点

【環境基準超過地点】 1地点(河川)

・坪井川合流前(堀川下流) ふっ素 1.3mg/L

原因は自然由来
と流域の温泉排水
の影響と推定

ふっ素の環境基準: 0.8 mg/L以下

上記を除いた全ての地点について基準達成

ふっ素の環境基準超過地点について

坪井川合流前

H25	H26	H27	H28	H29	H30
○	○	○	○	×	×
R1	R2	R3	R4	R5	R6
×	×	×	○	×	×

白川合流前

H25	H26	H27	H28	H29	H30
×	×	×	×	×	×
R1	R2	R3	R4	R5	R6
×	×	×	×	×	○

白川等概略図

【基準超過】
坪井川合流前 1.3 mg/L

白川合流前 0.69 mg/L



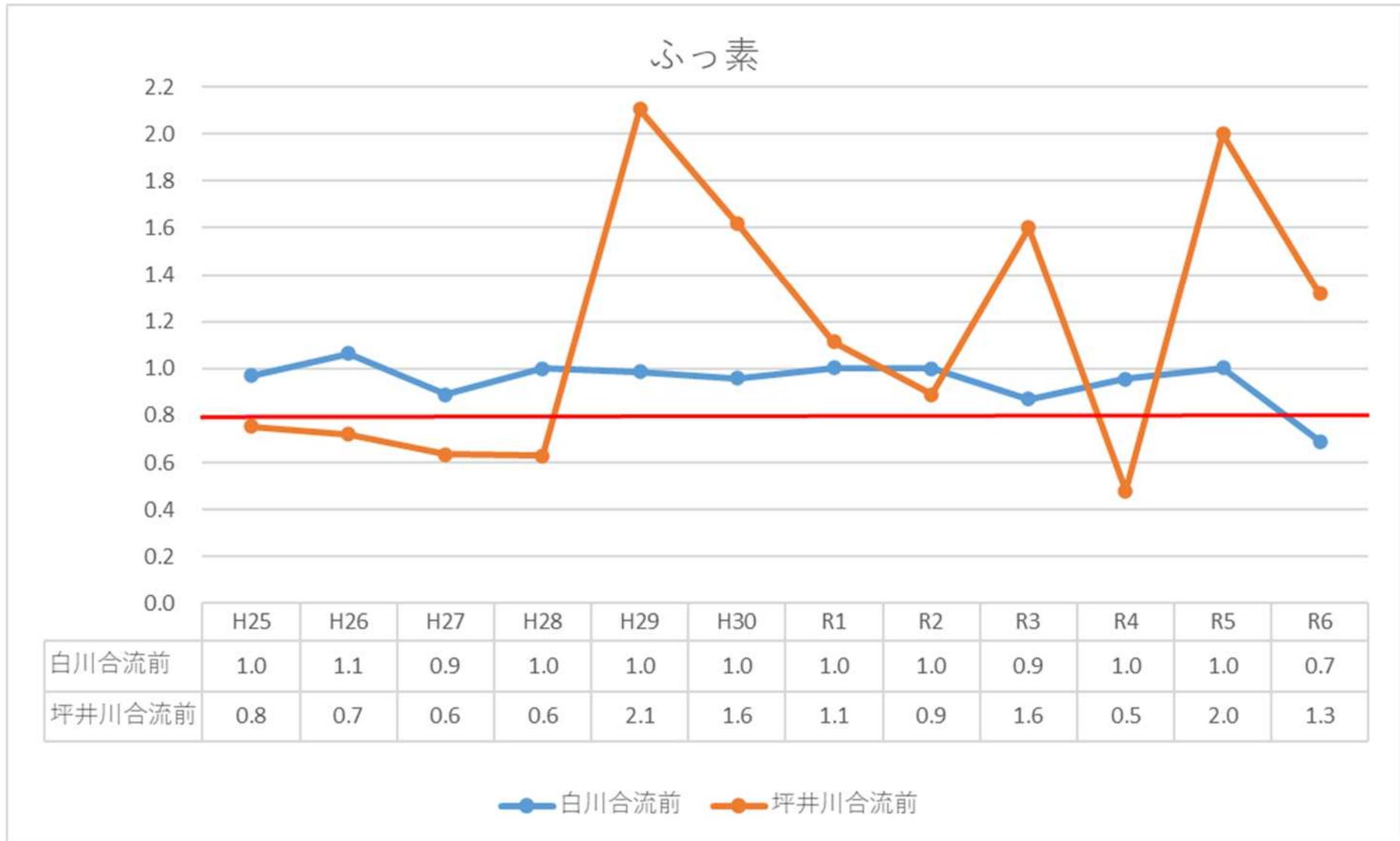
妙見橋 0.31 mg/L

代継橋 0.60 mg/L

下戸橋 0.54 mg/L

吉原橋 0.69 mg/L

ふっ素の環境基準超過地点について



河川及び湖沼における生活環境項目の基準達成状況

○河川

BOD: 47水域中46水域で環境基準を達成

(達成率 R6: 97.9% (R5: 100%))

【基準超過地点】: 桜野橋(水俣川上流)

BOD75 %値 1.2mg/L 環境基準値 1 mg/L (AA類型)

○湖沼

・COD: 3水域中3水域で環境基準を達成

(達成率 R6: 100% (R5: 100%))

・全窒素: 1水域中1水域で環境基準を達成

(達成率 R6: 100% (R5: 100%))

・全燐: 3水域中3水域で環境基準を達成

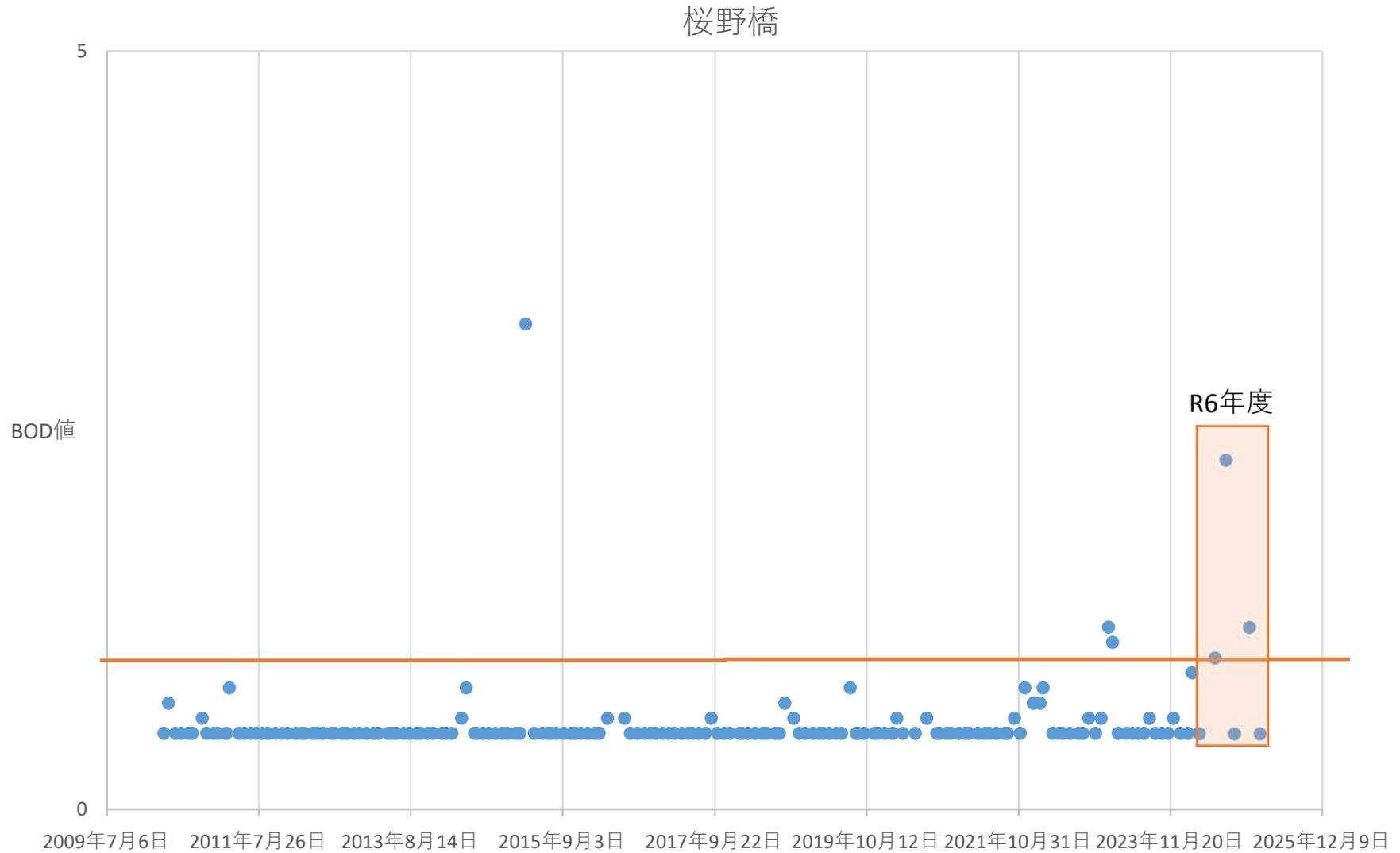
(達成率 R6: 100% (R5: 100%))

(判定方法)

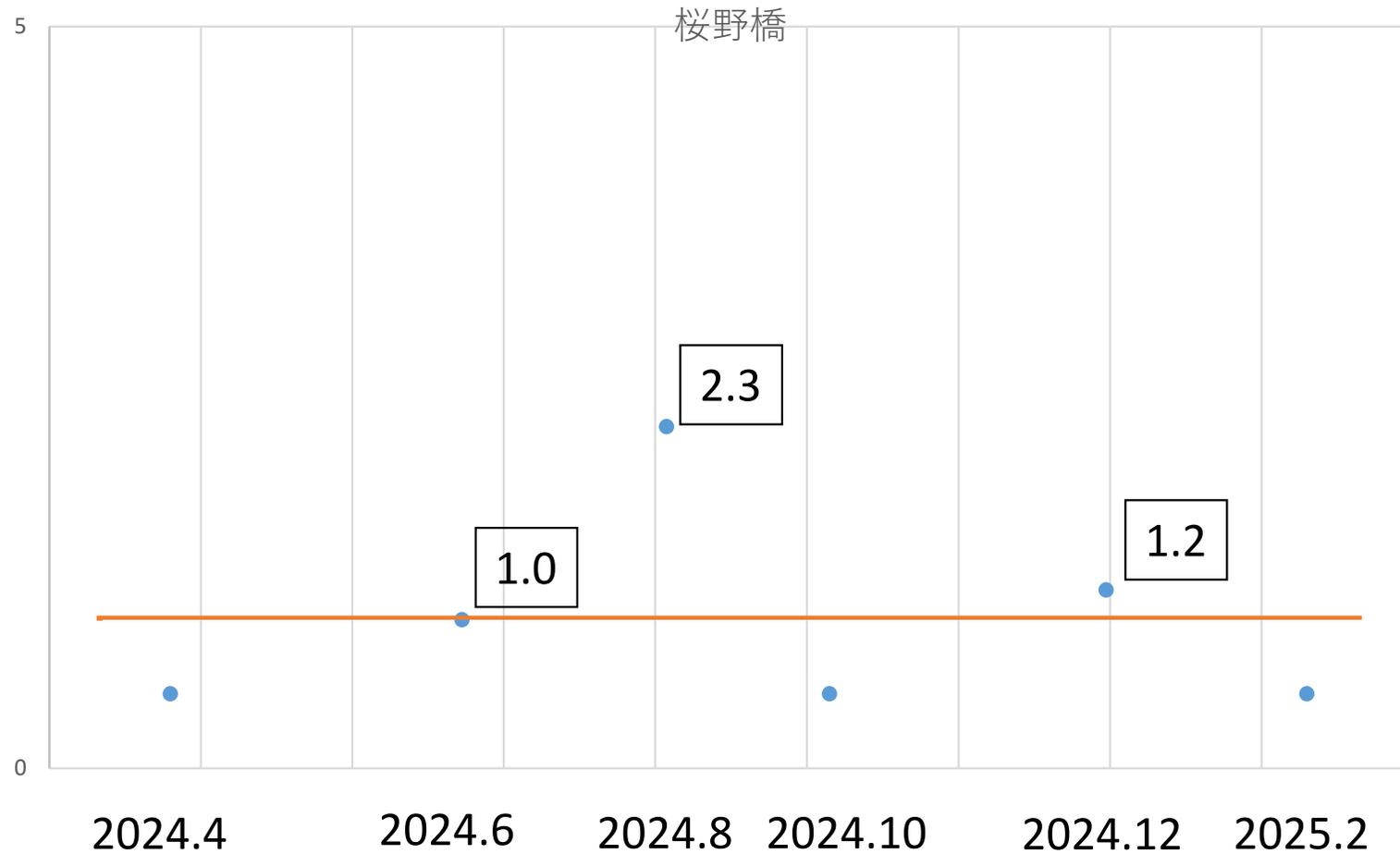
BOD、COD: 水域内のすべての環境基準点で年間の日間平均値の全データ(データ数: n)を小さいものから順に並べて0.75×n番目のデータ値(75%値)が指定された類型の環境基準を満たしている場合に環境基準達成とする。(年12回の測定であれば、9番目(12×0.75)のデータで評価)

全燐、全窒素: 水域内にある環境基準点ごとに表層の年間平均値をすべて平均した値が指定された類型の環境基準を満たしている場合に環境基準達成とする。

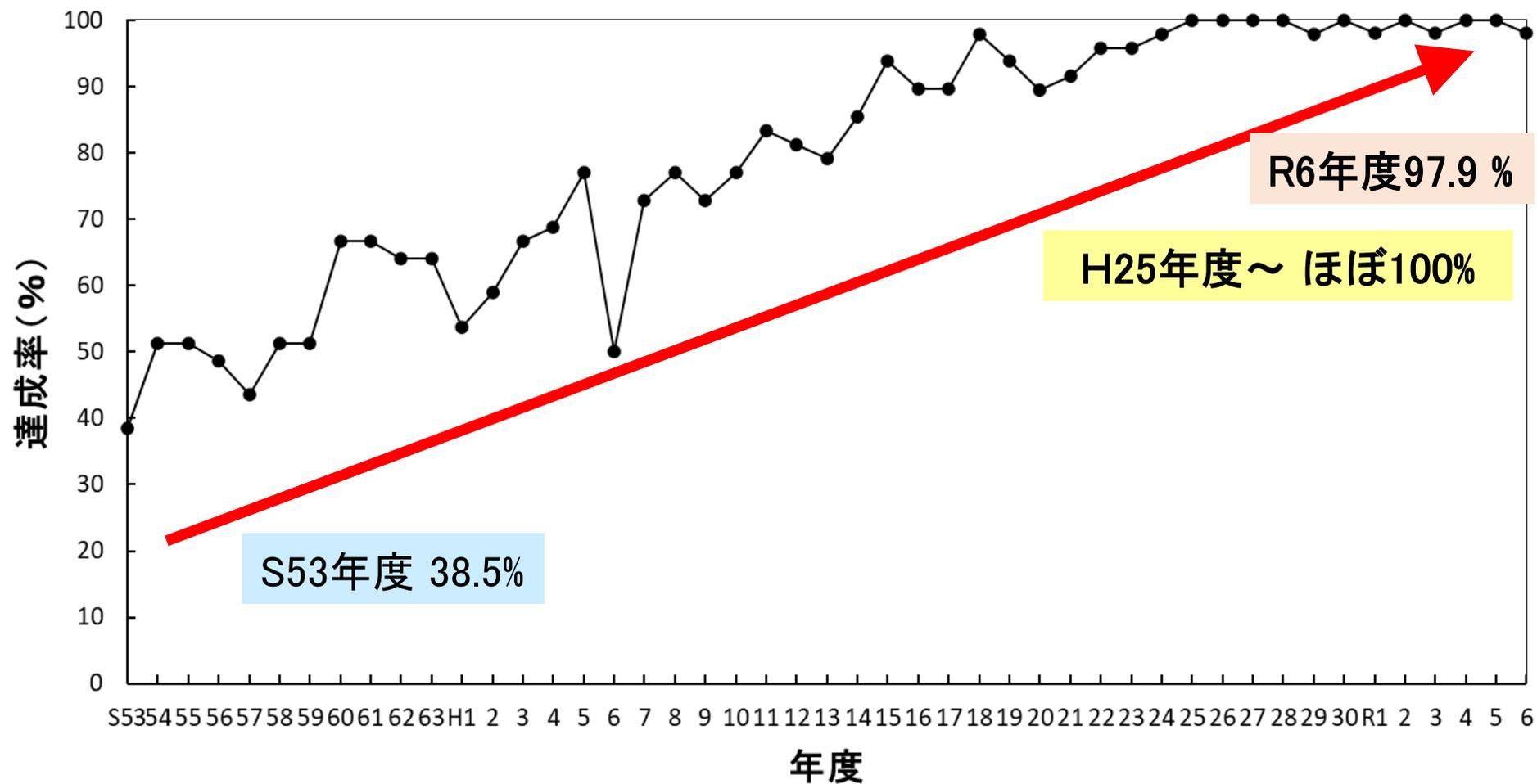
桜野橋 BOD値の推移



桜野橋 BOD値(令和6年度)

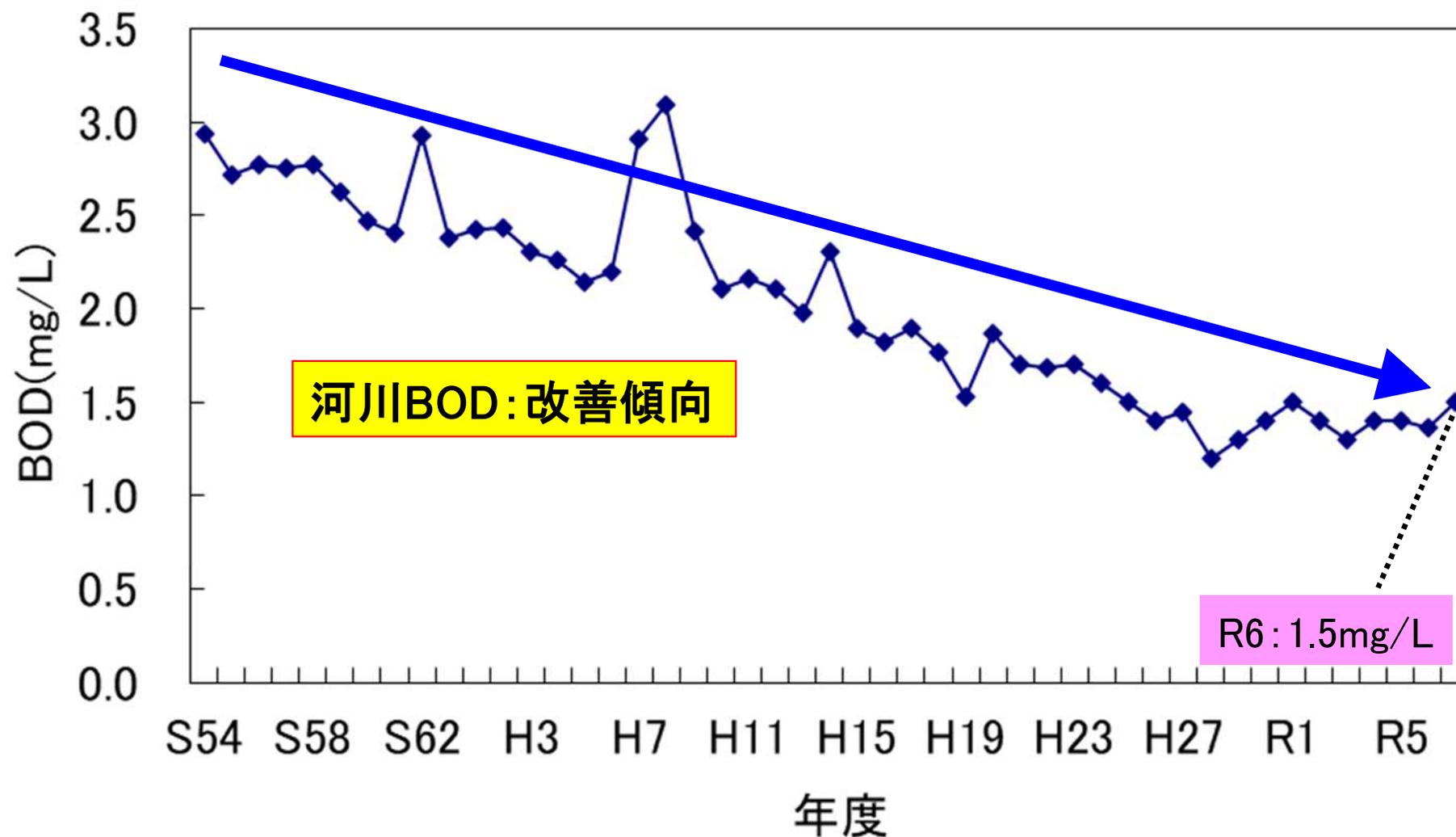


河川における生活環境項目（BOD）の経年変化



河川における生活環境項目（BOD）の経年変化

○県内河川におけるBODの年間平均値推移（全ての調査地点）



海域における生活環境項目の基準達成状況

COD: 19水域中14水域で環境基準達成

達成率 R6: 73.7%、(R5: 73.7%)

【環境基準超過水域】5水域

①有明海(7) … St-6

②有明海(8) … St-8

③有明海(15) … St-1、St-2、St-5、St-7、St-9、
A-1(佐賀県)、A-2(佐賀県)、島原沖(長崎県)

④八代海(5) … St-9

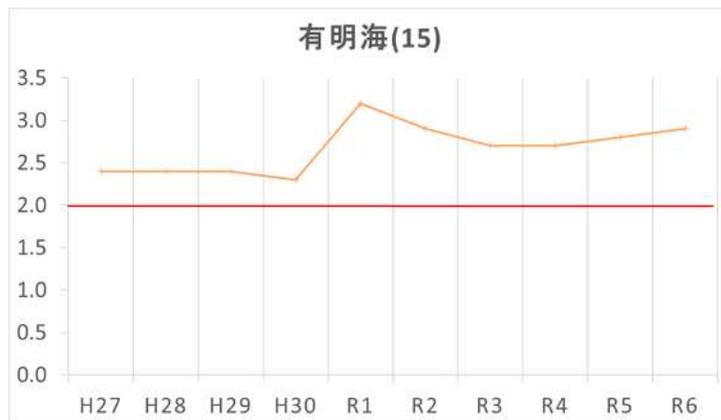
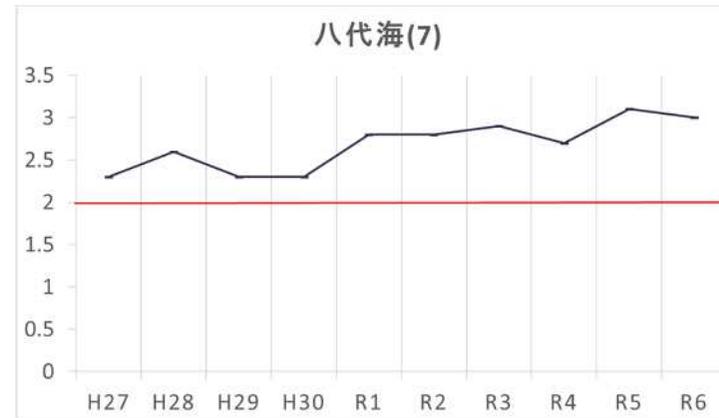
⑤八代海(7) … St-2、St-4、St-10

(判定方法)

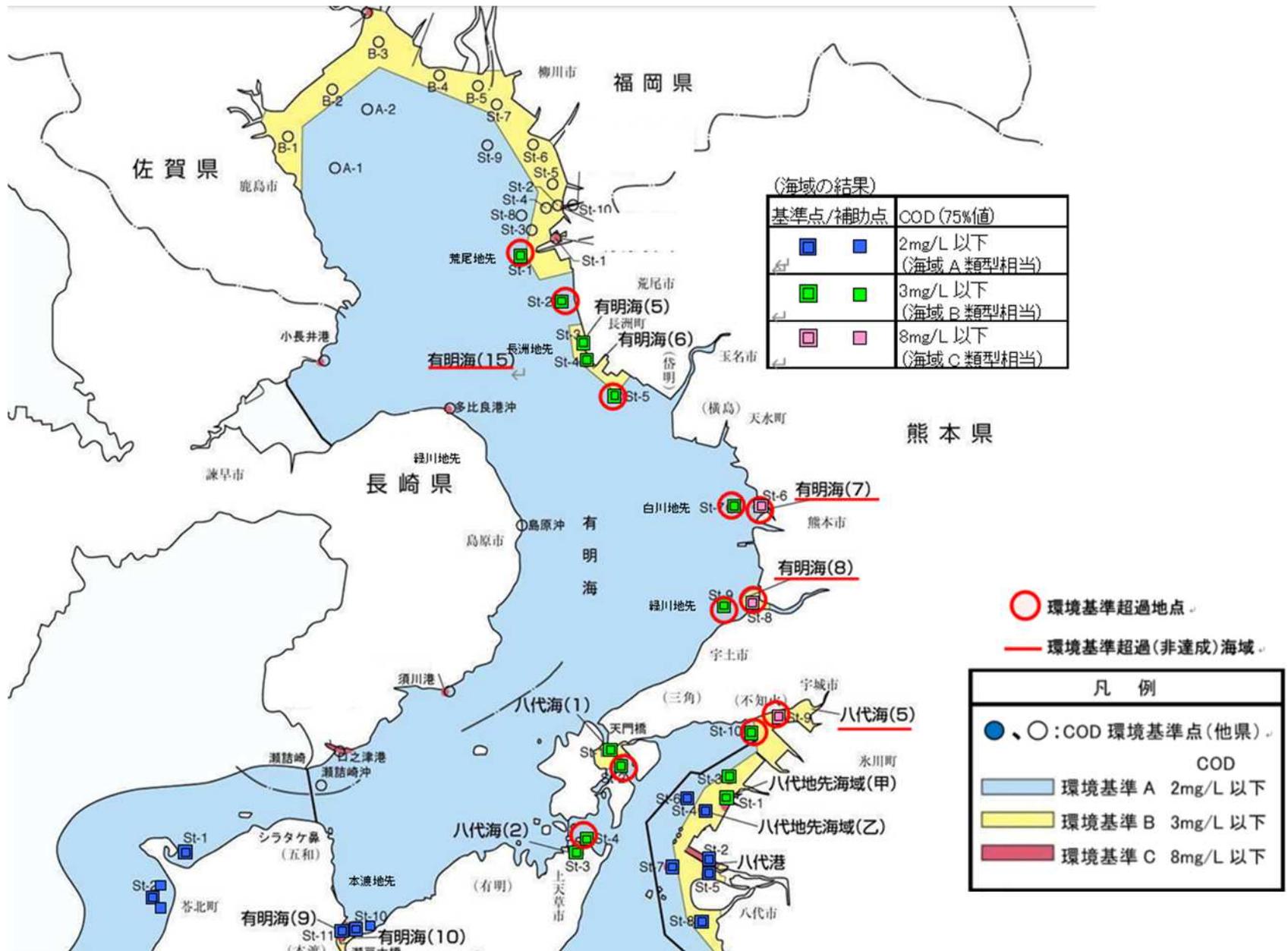
BOD、COD: 水域内のすべての環境基準点で年間の日間平均値の全データ(データ数:n)を小さいものから順に並べて $0.75 \times n$ 番目のデータ値(75%値)の全てが指定された類型の環境基準を満たしている場合に環境基準達成とする。

(年12回の測定であれば、9番目(12×0.75)のデータで評価)

海域における生活環境項目の基準達成状況



海域における生活環境項目の基準達成状況



海域における生活環境項目の基準達成状況

全窒素及び全燐：7水域中6水域で環境基準達成
達成率 R6：85.7%、（ R5：85.7% ）

【環境基準超過水域】1水域

有明海（二）…St-1、K-20、L7（福岡県）、S-5（佐賀県）、N-4（長崎県）

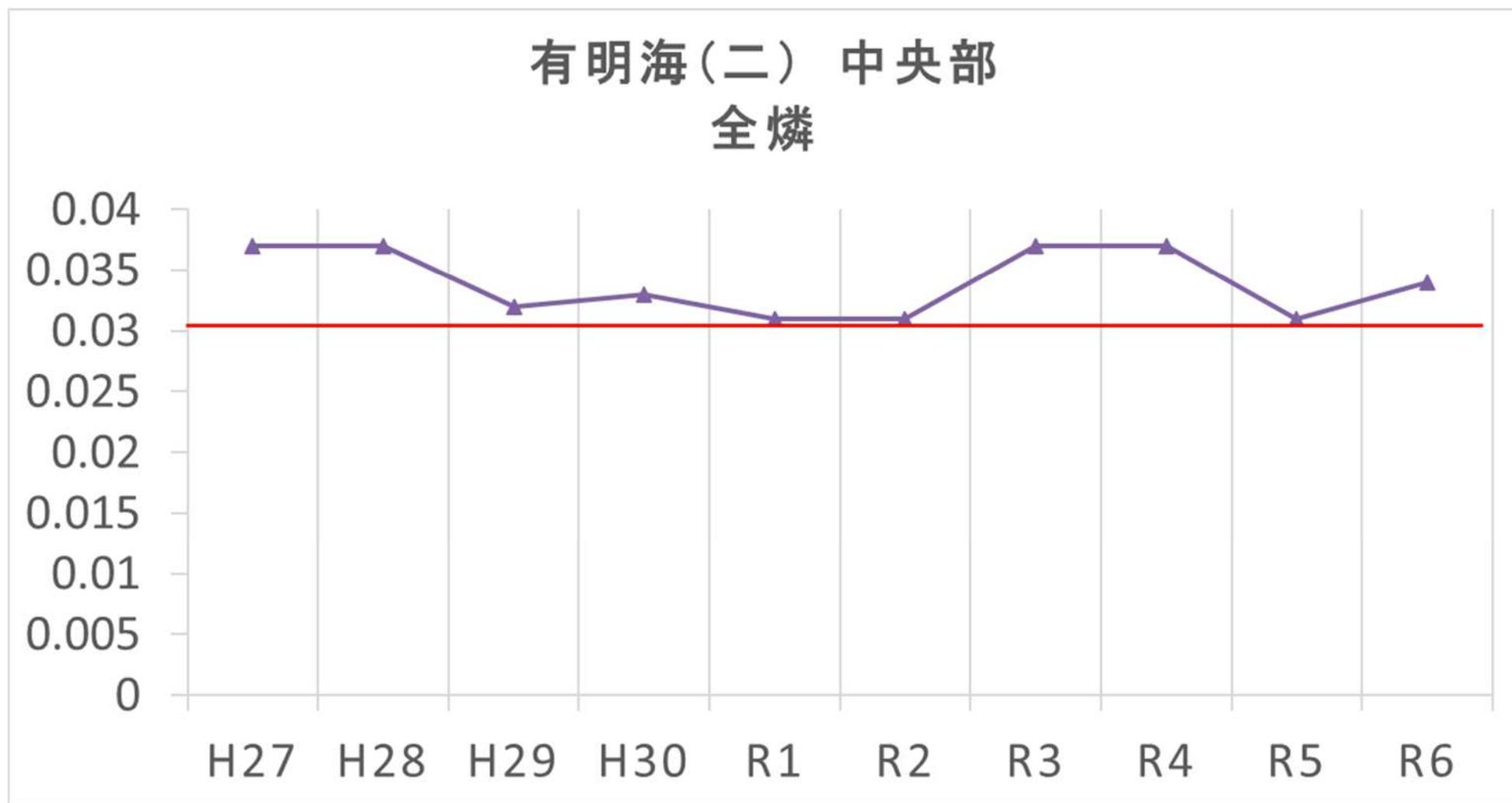
（判定方法）

全燐、全窒素：水域内にある環境基準点ごとに表層の年間平均値をすべて平均した値が指定された類型の環境基準を満たしている場合に環境基準達成とする。

海域における生活環境項目の基準達成状況

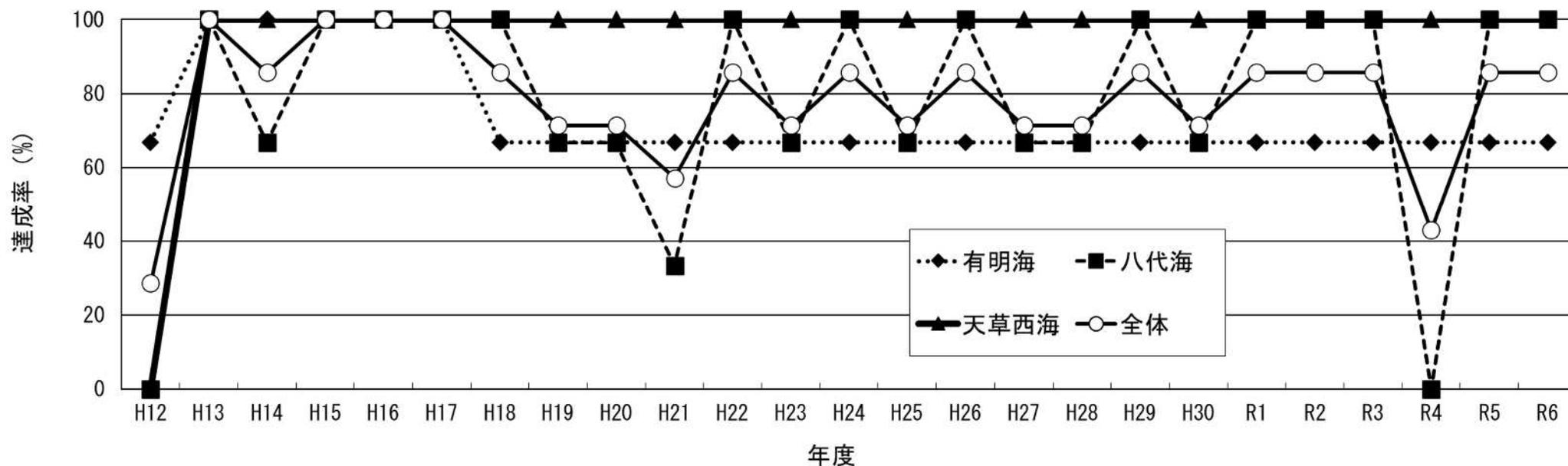
海域区分	水域名	水域類型	達成期間	基準点	測定地点名	平均値 (mg/L)				基準値(mg/L)		達成状況	
						全窒素		全燐		全窒素	全燐	R6	R5
						年間平均	水域内全地点の平均	年間平均	水域内全地点の平均				
有明海	有明海(口)東側	Ⅲ	イ	St-2	荒尾地先	0.34	0.31	0.053	0.038	0.6	0.05	○	○
				St-4	長洲地先	0.33		0.043					
				St-5	長洲地先	0.31		0.036					
				K-17	菊池川地先	0.33		0.035					
				K-15	横島地先	0.25		0.028					
				St-7	白川地先	0.35		0.042					
				K-12	熊本地先	0.24		0.027					
				St-9	緑川地先	0.33		0.041					
	有明海(二)中央側	Ⅱ	イ	St-1	荒尾地先	0.29	0.25	0.038	0.034	0.3	0.03	×	×
				K-20	岱明沖	0.28		0.033					
				K-11	熊本沖	0.21		0.022					
				L7	(福岡県沖)	0.24		0.037					
				S-5	(佐賀県沖)	0.27		0.040					
				N-4	(長崎県沖)	0.21		0.033					
	有明海(水)南側	Ⅱ	イ	K-6	大矢野地先	0.16	0.18	0.019	0.025	0.3	0.03	○	○
				St-13	本渡地先	0.22		0.028					
				瀬詰崎沖	(長崎県沖)	0.16		0.023					
				N-10	(長崎県沖)	0.18		0.028					
八代海	八代海北部	Ⅲ	イ	St-10	松合港地先	0.37	0.33	0.060	0.049	0.6	0.05	○	○
				St-17	水無川沖	0.29		0.037					
	八代海中部	Ⅱ	イ	八代地先	前川地先	0.21	0.20	0.024	0.022	0.3	0.03	○	○
				St-18	田浦沖	0.18		0.019					
	八代海南部	Ⅰ	イ	St-19	津奈木沖	0.15	0.16	0.015	0.017	0.2	0.02	○	○
				St-20	栢本湾沖	0.16		0.018					
St-21				文岳沖	0.18	0.018							
羊角湾	羊角湾	Ⅱ	イ	St-3	羊角湾中部	0.16	0.18	0.013	0.015	0.3	0.03	○	○
				St-4	羊角湾奥部	0.19		0.016					

海域における生活環境項目の基準達成状況

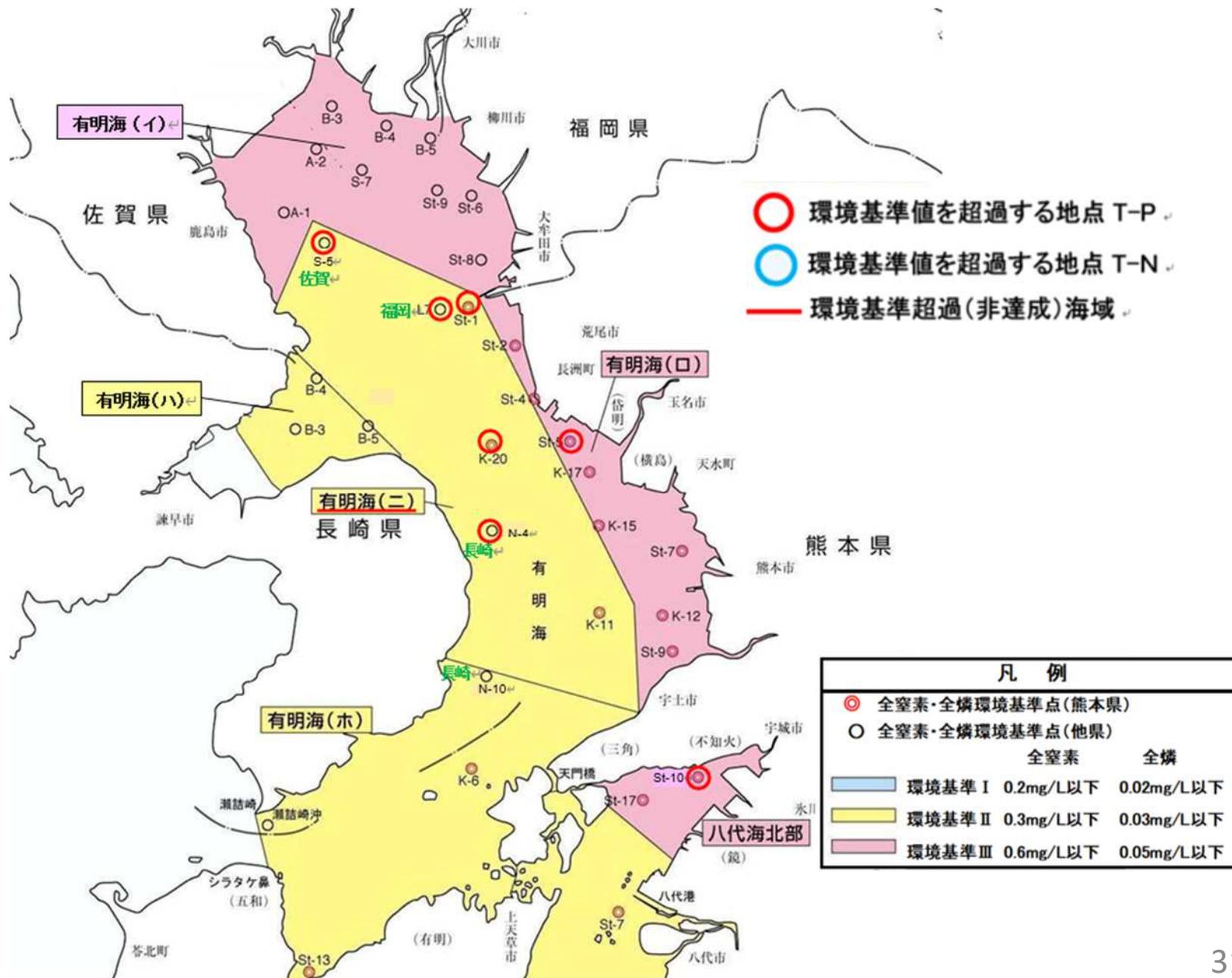


海域における生活環境項目の基準達成状況

海域別環境基準達成率(全窒素及び全燐)の推移



海域における生活環境項目の基準達成状況



生活環境項目(水生生物の保全に係る項目)

河川における生活環境項目の基準達成状況

水域名	地点名	基準	達成期間	全亜鉛			ノニルフェノール			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		
				年間平均値(mg/L)	基準値(mg/L)	達成状況R6	年間平均値(mg/L)	基準値(mg/L)	達成状況R6	年間平均値(mg/L)	基準値(mg/L)	達成状況R6
関川	助丸橋	生物B	イ	0.003	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
浦川	長洲鉄橋下	生物B	イ	0.006	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
菜切川	波華家橋	生物B	イ	0.004	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
行末川	行末橋	生物B	イ	0.003	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
境川	清松橋	生物B	イ	0.005	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
菊池川上流	細永橋	生物A	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
菊池川下流	白石	生物B	イ	0.003	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
迫間川上流	穴川橋	生物A	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
迫間川下流	高田橋	生物B	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
合志川	芦原	生物B	イ	0.003	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
坪井川	千金甲橋	生物B	イ	0.010	0.03	○	<0.00006	0.002	○	0.0011	0.05	○
堀川	坪井川合流	生物B	イ	0.011	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
井芹川	尾崎橋	生物B	イ	0.005	0.03	○	<0.00006	0.002	○	0.0017	0.05	○
白川	小島橋	生物B	イ	0.007	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
黒川	白川合流前	生物B	イ	0.006	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
緑川上流	津留橋	生物B	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
緑川下流	平木橋	生物B	イ	0.008	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
御船川上流	川嶋橋	生物A	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
御船川下流	五庵橋	生物B	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
加勢川	大六橋	生物B	イ	0.005	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
天明新川	六双橋	生物B	イ	0.005	0.03	○	<0.00006	0.002	○	0.0034	0.05	○
浜戸川	大曲	生物B	イ	0.014	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
球磨川上流	市房ダム	生物A	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
球磨川下流	横石	生物B	イ	0.004	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
前川	前川橋	生物B	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
川辺川上流	藤田	生物A	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
川辺川下流	川辺大橋	生物B	イ	<0.001	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
氷川上流	白岩戸	生物A	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
氷川下流	氷川橋	生物B	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
砂川	上砂川橋	生物B	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
大野川	新寄田橋	生物B	イ	0.006	0.03	○	<0.00006	0.002	○	0.0007	0.05	○
筑後川上流	富士貴橋	生物A	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
筑後川下流	杖立	生物B	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
大鞆川	第二大鞆橋	生物B	イ	0.005	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
佐敷川	柞橋	生物B	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.002	○	0.0007	0.05	○
湯の浦川	広瀬橋	生物B	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.002	○	0.0010	0.05	○
水俣川	鶴田橋	生物B	イ	0.001	0.03	○	<0.00006	0.002	○	0.0006	0.05	○
教良木川	倉江橋	生物B	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
亀川	草積橋	生物B	イ	0.003	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
広瀬川	法泉寺橋	生物B	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○
一町田川	一町田橋	生物B	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.002	○	<0.0006	0.05	○

すべての地点において環境基準を達成

湖沼における生活環境項目の基準達成状況

水域名称	基準	達成期間	全亜鉛			ノニルフェノール			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		
			年間平均値 (mg/L)	基準値 (mg/L)	達成状況 R5	年間平均値 (mg/L)	基準値 (mg/L)	達成状況 R5	年間平均値 (mg/L)	基準値 (mg/L)	達成状況 R5
竜門ダム貯水池	生物A	イ	0.005	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
緑川ダム貯水池	生物A	イ	0.002	0.03	○	<0.00006	0.001	○	<0.0006	0.03	○
市房ダム貯水池	生物A	イ	0.001	0.03	○	-	0.001	-	-	0.03	-

すべての地点において環境基準を達成

海域における生活環境項目の基準達成状況

海域区分	水域名	水域類型	項目	基準値 (mg/L)	調査結果 (mg/L)	達成状況
有明海	有明海(イ)	海域生物特A	全亜鉛	0.01	0.001~0.01	○
			ノニルフェノール	0.0007	<0.00006	○
			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	0.006	<0.0006~0.0007	○
	有明海(ロ)	海域生物特A	全亜鉛	0.01	0.001~0.002	○
			ノニルフェノール	0.0007	<0.00006	○
			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	0.006	<0.0006	○
	有明海	海域生物A	全亜鉛	0.02	<0.001~0.005	○
			ノニルフェノール	0.001	<0.00006	○
			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	0.01	<0.0006	○
八代海	八代海	海域生物特A	全亜鉛	0.01	0.002~0.003	○
			ノニルフェノール	0.0007	<0.00006	○
			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	0.006	<0.0006	○

すべての地点において環境基準を達成

要監視項目の測定状況について

公共用水域等における検出状況等からみて直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目

基準値はないが、一部項目に指針値が設定されている。

人の健康に保護に係る項目(全26項目)

- ・重金属類:(ニッケル、モリブデン、全マンガン等)
- ・揮発性有機化合物:(1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン等)
- ・農薬類:(ダイアジノン、オキシ銅、プロピザミド等)
- ・**PFOS及びPFOA[令和2年度追加]**

水生生物の保全に係る項目(全6項目)

クロロホルム、フェノール等

河川26地点で調査を実施

すべての地点において指針値を下回った

特殊項目及びその他の項目の測定状況について

○特殊項目

生活環境に係る排水基準で指定されている項目等(3項目)

フェノール類、全クロム、銅

○その他の項目

環境基準項目には設定されていないものの環境の汚濁状況を把握するために測定している項目や、環境基準項目と関連性がある物質について測定している項目(全23項目)

アンモニア態窒素、オルトリン酸態リン 等

特殊項目及びその他の項目については、
河川71地点、湖沼3地点、海域53地点で延べ367項目について調査を行ったが、特に対策等を必要とする地点はなかった。

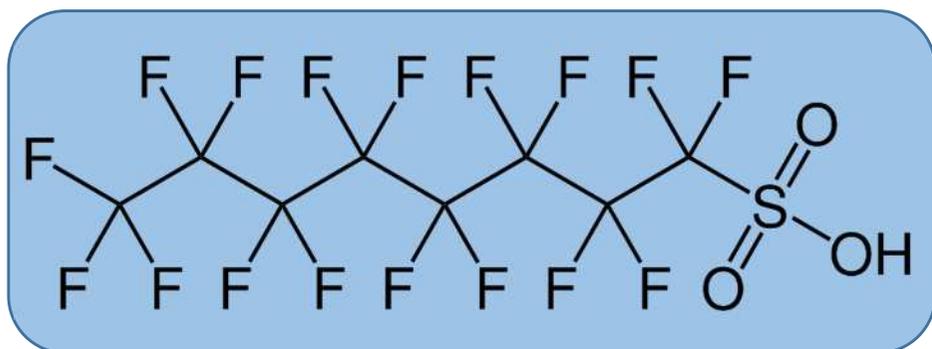
概要

1. 令和6年度(2024年度)公共用水域水質測定結果について
2. 令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案)について

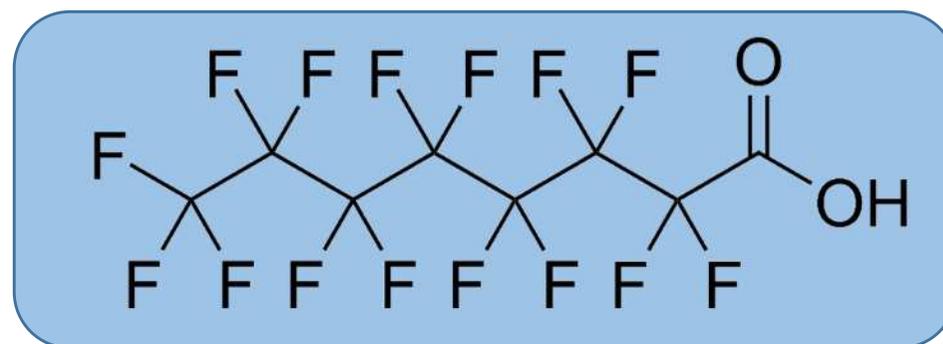
PFOS及びPFOAの調査について

PFOS及びPFOAとは

- ・有機フッ素化合物の一つ



PFOS



PFOA

- ・これまでの主な用途: 半導体製造、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など
- ・既に国内法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)で製造、輸入等が原則禁止

PFOS及びPFOAの調査について

令和7年度に河川を対象にPFOS及びPFOA並びに製造等が原則禁止されたPFHxSの調査を実施した。

○調査地点

52地点(県:35地点、熊本市:6地点、国土交通省:11地点)

○調査結果

県が調査をした35地点においては、いずれも指針値超過なし

※令和6年度までに、県・熊本市・国土交通省と連携し、県内主要河川最下流の全環境基準点にて調査を実施。令和7年度はさらなる状況把握のため、全環境基準点及び県の補助点で調査を実施。



概ね県内の状況把握が完了。

令和8年度以降は、必要な地点において継続的な調査を実施する。



さらなる状況把握のため、
令和8年度から海域の定点を対象とした調査を実施する。

PFOS及びPFOAの調査について

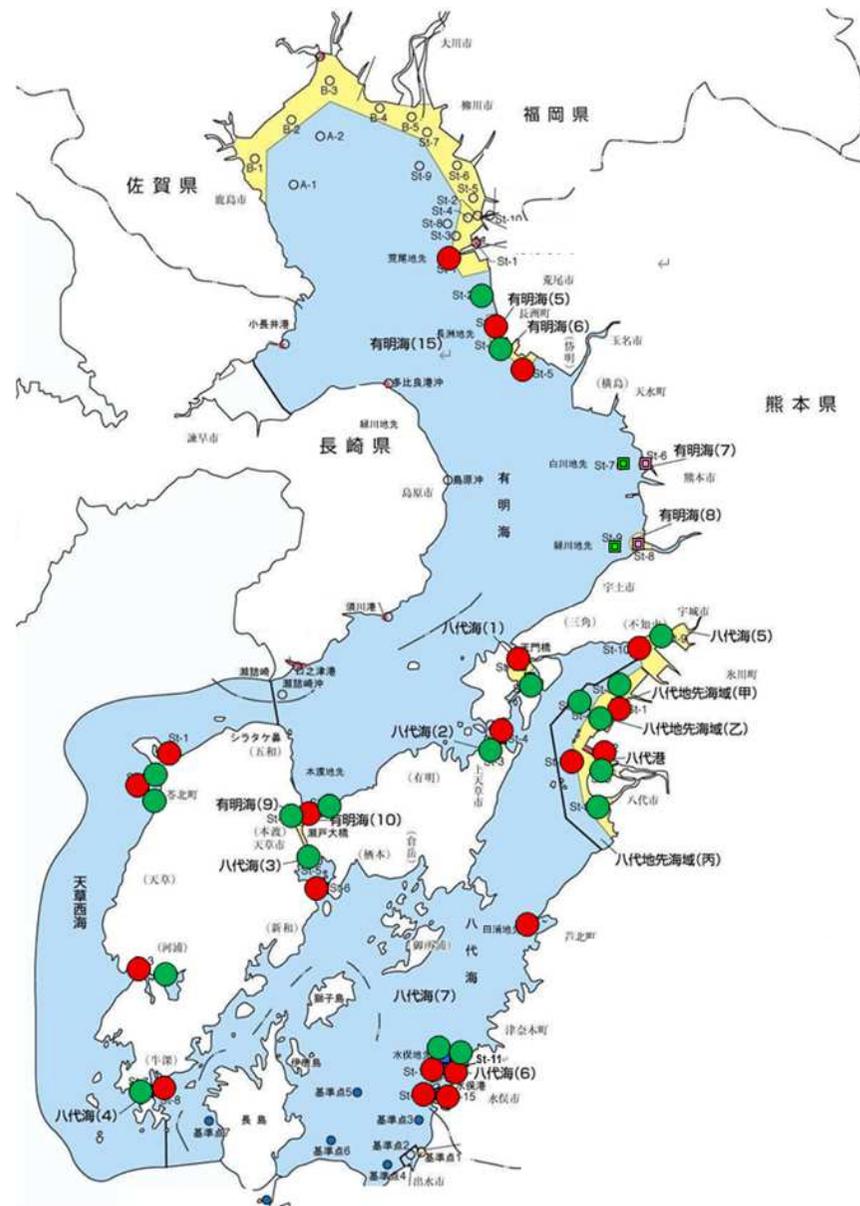
令和8年度から海域を対象にPFOS及びPFOA並びに製造等が原則禁止されたPFHxSの調査を実施する。

○調査地点
20地点

○調査項目
・PFOS及びPFOA
・PFHxS

※令和8年度から令和9年度にかけて、県のすべての定点(全39地点)の測定を実施予定

● 令和8年度
● 令和9年度



令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案) について

測定機関	変更地点・内容
<p style="text-align: center;">熊本県 環境保全課 河川課</p>	<p>【河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境基準点の調査数の変更 対象地点: 桜野橋 対象項目: pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数 変更内容: 6回/年⇒12回/年 ○水生生物保全に係る環境基準点の調査数の変更 対象地点: 市房ダム、藤田、川辺大橋、白岩戸、氷川橋、上砂川橋、 新寄田橋、第二大鞆橋、楸橋、広瀬橋、鶴田橋、 対象項目: ノニルフェノール、LAS 変更内容: 4回/年⇒1回/年 ○健康項目の調査地点変更[3年ローリング] R8年度調査地点: 楸橋、広瀬橋、鶴田橋、倉江橋、草積橋、法泉寺橋、 一町田橋

令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案) について

測定機関	変更地点・内容
<p style="text-align: center;">熊本県 環境保全課 河川課</p>	<p>【河川】</p> <p>○要監視項目の調査地点変更[3年ローリング] R8年度調査地点: 柗橋、広瀬橋、鶴田橋、倉江橋、草積橋、法泉寺橋、 一町田橋 ※PFOS及びPFOA調査を含む</p> <p>(参考)令和7年度要監視項目のPFOS及びPFOA調査 対象地点: 杉本橋、中増永橋、一部橋、食品工場上流、念仏橋、木庭橋 菰田橋、新大浜橋、袈裟尾橋、住吉橋、藤巻橋、袋田、宗方、 平野橋、い志橋、馬場橋、寺田水門、丹防橋、妙見橋、 下戸橋、白川合流前、津留橋、船津ダム貯水池、乙女橋、 市房ダム、坂本橋、藤田、川辺大橋、白岩戸、 氷川ダム貯水池、産島橋、流藻川河口、桜野橋、海老宇土橋 亀川ダム貯水池</p> <p>【湖沼】</p> <p>○水生生物保全に係る環境基準点の調査数の変更 対象地点: 市房ダム貯水池 対象項目: ノニルフェノール、LAS 変更内容: 0回/年⇒1回/年</p>

令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案) について

調査機関	変更地点・内容
<p>熊本県 環境保全課</p>	<p>【海域】</p> <p>○PFOS及びPFOAの調査(PFHxS参考測定) 対象地点:有明海St-1、有明海St-3、有明海St-5、有明海St-10、 八代地先St-1、八代地先St-2、八代地先St-7、八代海St-1、 八代海St-4、八代海St-6、八代海St-8、八代海St-10、 八代海St-11、八代海St-12、八代海St-14、八代海St-15 八代海St-16、天草西海St-1、天草西海St-2、天草西海St-3</p> <p>○健康項目の調査地点変更[3年ローリング] R8年度調査地点:有明海St-1、有明海St-10、八代地先St-1、 八代海St-4、八代海St-11、八代海St-16、 天草西海St-1</p>
<p>熊本河川国道 事務所</p>	<p>○補助点の調査数変更 対象地点:中甲橋 対象項目:全燐、全亜鉛、アンモニア態窒素、濁度 変更内容:0回/年⇒4回/年</p> <p>○補助点の調査数変更 対象地点:代継橋 対象項目:濁度 変更内容:0回/年⇒4回/年</p>

令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案) について

調査機関	変更地点・内容
<p>熊本河川国道 事務所</p>	<p>○要監視項目のPFOS及びPFOA調査[3年ローリング] 令和8年度調査地点:小島橋、上杉堰</p> <p>(参考)令和7年度要監視項目のPFOS及びPFOA調査 対象地点:平木橋、五庵橋、大六橋、大曲</p> <p>○健康項目の調査地点変更[3年ローリング] R8年度調査地点:大曲</p>
<p>八代河川国道 事務所</p>	<p>○要監視項目のPFOS及びPFOA調査 対象地点:横石</p> <p>(参考)令和7年度要監視項目のPFOS及びPFOA調査 対象地点:西瀬橋、前川橋</p> <p>○健康項目の調査地点変更[2年ローリング] R8年度調査地点:前川橋</p>

令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案) について

調査機関	変更地点・内容
<p>菊池川河川 事務所</p>	<p>【河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境基準点の調査数変更 対象地点: 芦原 対象項目: PCB 変更内容: 2回/年⇒1回/年 ○要監視項目のPFOS及びPFOA調査 対象地点: 白石 <p>(参考) 令和7年度要監視項目のPFOS及びPFOA調査 対象地点: 中富、山鹿、高田橋</p>
<p>筑後川ダム 統合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○要監視項目のPFOS及びPFOA調査 対象地点: 杖立 ○健康項目の調査項目変更[3年ローリング] 対象地点: 杖立 R8年度調査項目: チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ほう素 ふっ素、1,4-ジオキサン

令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案) について

調査機関	変更地点・内容
熊本市	<p>【河川】</p> <ul style="list-style-type: none">○基準点の調査数変更 対象地点:上代橋 対象項目:六価クロム 変更内容:1回/年 ⇒ 2回/年 ○補助点の調査数変更 対象地点:高橋 対象項目:六価クロム 変更内容:0回/年 ⇒ 2回/年 ○補助点の調査数変更 対象地点:高橋 対象項目:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 変更内容:2回/年 ⇒ 4回/年

令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案) について

調査機関	変更地点・内容
川辺川ダム 砂防事務所	<p>○補助点の調査数変更 対象地点:五木宮園、神屋敷、五木、四浦、柳瀬、元井谷 対象項目:pH、DO、BOD、COD、SS 変更内容:4回/年⇒12回/年</p> <p>○補助点の調査数変更 対象地点:五木宮園、元井谷 対象項目:全有機炭素(TOC) 変更内容:0回/年⇒12回/年</p> <p>○補助点の調査数変更 対象地点:五木 対象項目:全亜鉛、カドミウム、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、銅 変更内容:0回/年⇒1回/年</p> <p>○要監視項目のPFOS及びPFOA調査 対象地点:神屋敷、元井谷</p>

令和8年度(2026年度)公共用水域水質測定計画(案) について

調査機関	変更地点・内容
緑川ダム 管理所	変更なし
荒尾市	変更なし
人吉市	変更なし
電源開発(株)	変更なし



**令和 8 年度公共用水域の
水質測定計画(案)の説明でした。**